高度障害療養加算型家族収入保険
(保険料払込中無解約返戻金型)専用

ジブラルタ生命の

# 介護収入特約(無配当)

## 所定の要介護状態になられたときに、毎月年金をお受取りいただける特約です。

**特約付加例**
- 契約年齢(被保険者):30歳(男性)
- 特約保険期間:65歳満了
- 年金月額:10万円
- 特約保険料払込期間:65歳満了

特約介護年金

特約保険期間・特約保険料払込期間

●例えば事故で所定の要介護状態になられた場合…**2年間、毎月10万円**をお受取りいただけます。

年金月額10万円×12か月 × 2年間

年金受取総額 240万円

## つぎのお支払事由に該当した場合、2年間にわたり毎月「特約介護年金」をお受取りいただけます。

特約介護年金をお受取りになられた場合、以降の特約保険料のお払込みは必要ありません。

| お支払いする年金 | お支払事由 | |
|---|---|---|
| | 被保険者がお支払事由該当時に満65歳未満の場合 | 被保険者がお支払事由該当時に満65歳以上の場合 |
| 特約介護年金 | 〔つぎのいずれかに該当されたとき〕<br>●公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき<br>●ジブラルタ生命所定の要介護状態に該当し、その状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき | ●公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき |

### ●公的介護保険制度の要介護2以上の状態とは・・・

「公的介護保険制度」とは、介護保険法(平成9年12月17日 法律第123号)に基づく介護保険制度のことをいいます。「公的介護保険制度の要介護2以上の状態」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日 厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

ジブラルタ生命は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの保険の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険の支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。

### ●ジブラルタ生命所定の要介護状態とは・・・

お支払いの対象となるジブラルタ生命所定の要介護状態とは、つぎのいずれかに該当した状態をいいます。

(1)下表の❶または❷のいずれかが「全部介助または一部介助の状態」に該当し、かつ、下表の❸～❻のうち、「1項目が全部介助で1項目が全部介助または一部介助の状態」または「3項目が全部介助または一部介助の状態」に該当して他人の介護を要する状態

(2)器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

| 項目 | | 全部介助の状態 | 一部介助の状態 |
|---|---|---|---|
| ❶歩行 | 立った状態から、5m以上歩行できるかどうか。 | 〈つぎのいずれかの状態〉<br>●何かにつかまっても誰かに支えられても歩行できない。<br>●必ず車椅子を使用している。<br>●寝たきり状態。 | 〈つぎのいずれかの状態〉<br>●杖や歩行器を使用しなければ歩行できない。<br>●誰かに支えられなければ歩行できない。 |
| ❷寝返り | 身体の上に布団などをかけない状態で横たわり、左右のどちらかに向きを変えることができるかどうか。 | ●何かにつかまっても1人で寝返りができない。 | ●ベッド柵などの何かにつかまらなければ1人で寝返りができない。 |
| ❸入浴 | 浴槽の出入りと洗身ができるかどうか。 | 〈つぎのいずれかの状態〉<br>●浴槽の出入りのとき、誰かに抱えられたり、リフトなどの機器を使用する。<br>●洗身をすべて介助者が行っている。 | 〈つぎのいずれかの状態〉<br>●浴槽の出入りのとき、介助者が支えたりしなければならない。<br>●体の一部の洗身を介助者が行っている。 |
| ❹排せつ | 排せつと排せつ後の後始末ができるかどうか。 | 〈つぎのいずれかの状態〉<br>●常時オムツに依存している。<br>●排せつにかかわるすべてを介助者が行っている。 | ●排せつ後のふき取りが1人でできなかったり、できても不十分なため、介助者が援助している。 |
| ❺食事の摂取 | 眼前に用意された食べ物を食べることができるかどうか。 | ●介助がなければ1人ではまったくできない。 | ●食器や食物などを工夫しても、介助がなければ困難。(小く切る、ほぐすなどの介助を含む。) |
| ❻衣服の着脱 | 眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。 | ●介助がなければ1人ではまったくできない。 | ●一部は1人でできるが、介助がなければすべてを行うことは困難。 |

ご検討にあたってご確認いただきたい事項を裏面の「くわしくは…」に記載していますのでご覧ください。

2024.9 改訂

Gibraltar ジブラルタ生命

## くわしくは・・・

### 特約介護年金のお支払いについて

●特約介護年金の受取人は、年金の受取りに代えて、未支払分の年金現価の全部または一部につき、一時支払をご請求いただけます。ただし、一部一時支払の場合、一部一時支払後の年金月額がジブラルタ生命所定の金額以上となることが必要です。
●特約介護年金の支払事由発生後に被保険者（受取人）が死亡された場合、被保険者（受取人）の法定相続人に未支払分の特約介護年金の現価を一時金としてお支払いします。
●特約介護年金は、被保険者が受取人となる場合、所得税法上非課税扱いとなります。（2024年8月現在。将来変更になる可能性があります。）

## その他

●この特約には解約返戻金はありません。
●この特約は、主契約に付加してご契約いただきます。
●この特約の保険料払込方法には年払・半年払・月払がありますが、主契約と同一の払込方法になります。

※当パンフレットに記載している税務取扱については、2024年8月現在のものであり、法律改正および制度改正等により変わる場合があります。個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。
※生命保険の目的は将来起こりうるリスクにそなえることであり、保険金や保険料等の税法上の優遇措置はそれに付随するものです。

必ずご確認ください

当パンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。
詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点でのジブラルタ生命所定の範囲内となります。
「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や“保険金等をお支払いできない場合”等のお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項等を記載したものです。

<引受保険会社>
ジブラルタ生命保険株式会社
本社／〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10
コールセンター 0120-37-2269（ミナ ジブ ロック） 通話料無料
ジブラルタ生命のホームページ https://www.gib-life.co.jp/

ベルマーク運動
ジブラルタ生命はベルマーク運動に協賛しています

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

<お問合せ先（担当者）>



Gi-A-2024-026（YK:2027.9.30）